

第4節 船員分野における国際的な取組

(1) 国際労働機関 (ILO) への対応

国際労働機関 (International Labour Organization) は、世界の労働者の労働条件と生活水準の改善を目的として1919年に創設された国連の専門機関であり、2017年3月現在で187カ国が加盟している。ILOは設立当時から海上労働の特殊性に着目し、船員を含めた全労働者を対象とした条約・勧告に加え、船員労働のみを対象とした海上労働に関する条約等も多く採択してきており、2006年2月には、海上労働に関する条約を整理・統合し、「2006年の海上の労働に関する条約」を採択した。同条約は、2013年8月に発効し、2017年4月11日現在、世界の船腹量の91%を占める82カ国が批准している。

我が国はILOでの議論に積極的に参画しており、2016年6月には同条約の海上労働証書の有効期間に関する規範(コード)改正等が承認された。同条約においては、批准国はもとより、未批准国を船籍とする船舶に対しても寄港国検査(PSC)を実施することができることから、船員の労働条件や安全性等について条約に抵触する船舶(サブスタンダード船)の排除が期待されている。

(2) 船員分野における国際協力

我が国を含め、世界の商船隊には、アジア地域の船員が多く乗り組んでいる。アジア地域において優秀な船員を養成することは、船員の出身国だけではなく、我が国海運の発展に大きな影響を与えると同時に、我が国周辺も含めた世界の海域での船舶の安全航行及び海上安全の確保並びに海洋環境の保全に大きく寄与することになる。

このため、海事局は海運先進国の我が国がもつ船員に関する知見を広く国際協力に活用し、開発途上国の船員養成の発展に貢献することを目的として、船員分野の国際協力を積極的に行っている。

① ASEAN等アジア諸国との連携強化

2002年、小泉首相(当時)が提唱した「日ASEAN包括的経済連携構想」を受けて、国土交通省では交通分野における日ASEAN連携強化の取り組みを行ってきた。第6回日ASEAN交通大臣会合(2008年11月、フィリピン・マニラ)において、我が国が中心となって関係国との間で官民が連携し、アジア人船員教育に取組む「日ASEAN船員共同養成プログラム」を提唱し、これが承認された。その施策の一つとして、我が国は2010年より、フィリピン人船員養成に関する訓練体制の強化改善等について議論するため「日比船員政策三者会合」を設けており、過去4回開催している。

② 開発途上国船員教育者養成事業

若手船舶職員志望者を対象とした「開発途上国船員養成事業」は1990年度から2011年度まで、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びバングラデシュから合計約1,200名の研修生を受け入れてきたが、2010年度からは、アジア地域の船員を効果的、効率的に養成する観点から、主にフィリピン、インドネシア、ベトナム、ミャンマーの4カ国を対象として、これら船員養成機関の教育者を日本に招へいし、乗船研修機関及び座学研修機関において、教育現場における実務内容に即した研修を行い、教育者のスキルアップを図るとともに、各教育機関のレベルアップを目指した「開発途上国船員教育者養成事業」を開始した。

2010年度は5名、2011年度以降は、毎年20名程度の船員教育者の受け入れを行い、乗船研修(約5週間)+専門研修(約5週間)の研修課程(計約10週間)を実施している。

また、フィリピン人船員については、LNG運搬船等における上級船員(船長、機関長、一等航海士・機関士)としてのニーズが高まっていることを踏まえ、2014年度からは同国教育者に対する研修について、他国と比べてより高度な研修内容に見直している。